

山形県森林審議会 議事録

- 1 日 時 平成26年12月24日（水） 午後1時15分から
- 2 場 所 山形県自治会館201号室
- 3 委 員 野堀嘉裕、沖田純夫、神田リエ、小松伸也、小山勝子、
佐藤景一郎、白壁洋子、高野憲一、内藤いずみ
(秋野公子、菊田正廣、成澤久美、渋谷みどり、船渡川葉月)
委員14人中 9人出席 ※（ ）は、欠席委員

4 審 議

[事務局：司会]

大変お待たせいたしました。ただ今より山形県森林審議会を開会いたします。私は、本日の進行役を務めます農林水産部林業振興課の小関と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

山形県森林審議会の会議は公開で行いますとともに、議事録についても公開することとしておりますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

それでは、審議会の開催にあたり、若松農林水産部長からご挨拶を申し上げます。

- ・ 若松農林水産部長あいさつ

- ・ 野堀山形県森林審議会会長あいさつ

[事務局：司会]

本日の審議会は、委員14名中9名の御出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、山形県森林審議会運営要綱第3条の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、秋野委員、菊田委員及び成澤委員は、本日所用のため、事前に欠席の連絡を受けております。また、渋谷委員、船渡川委員から本日になりまして急遽欠席されるとの連絡がありました。

県側の出席者については、お手元の「出席者名簿」をご覧ください。

なお、若松農林水産部長は、所用により議事の途中で退席させていただきますので、ご了承願います。

またみどり自然課渡邊全国育樹祭準備室長が所用により急きょ欠席となり、室長の代理として遠藤室長補佐が出席しております。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。運営要綱第4条の規定により、野堀会長に議長をお願いいたします。

<野堀会長>

それでは、暫くの間議長を務めさせていただきます。

本日は、知事から諮問を受けております事項が3件、報告事項が6件となっております。議事の円滑な進行について、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、運営要綱第5条の定めによる議事録署名人を指名いたします。議事録署名人として、白壁委員、高野委員のご両名をお願いいたします。

□ 諮問事項第1～3号について

<野堀会長>

それでは、議事に入ります。はじめに、先に知事から諮問を受けております3件について、ご審議いただきます。

諮問第1号の「最上村山森林計画区における地域森林計画の樹立について」、諮問第2号の「置賜森林計画区における地域森林計画の変更について」及び諮問第3号の「庄内森林計画区における地域森林計画の変更について」を、一括して審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

諮問事項第1号から3号まで、一括して説明

<野堀会長>

ただ今、事務局から説明がありました諮問第1号から3号に関しましてご質問、ご意見を伺いたしたいと思います。

(白壁委員)

2点伺います。

1点目は、最上村山地域森林計画書（案）の70ページからの保安林解除の欄

で、解除する理由に「指定理由の消滅」というのがありますが、その詳しいところを教えてください。

2点目は、山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域についてです。置賜地域では米沢市、長井市、南陽市、庄内地域では庄内町と遊佐町で指定されており、川西町、最上町、舟形町で新たに指定されるという話がありました。しかし、指定地域はまだまだ必要と思っています。今後指定はようになっていくのか、そのあたりを教えてください。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

最初に水資源保全区域について説明します。資料1の12ページにありますが、現在のところ指定されているのは5市町村です。今年度に入って、最上町、舟形町、川西町について指定の手続きを進めています。それから、まだ市町村についてははっきりとしていませんが、今年度末までに2回目の指定を行う予定となっています。水資源保全区域の指定については順次準備が整い次第、市町村と協議しながら県が進めていくことになっており、基本的には3カ年で指定を行うことになっております。

[事務局：梅津森林技術主幹]

保安林解除の理由の「指定理由の消滅」について説明します。保安林解除の計画については、地域森林計画書(案)の70~72ページにありますが、保安林解除の理由には2つあります。1つ目は、公共事業等の公益上の理由による場合の解除。2つ目は、指定理由の消滅です。指定理由の消滅は、例えば保全対象が無くなった場合や施設により、その保安林の機能が代替されるようになった場合などで、保安林として管理しなくても保全対象に対して影響を及ぼさなくなった場合に限り指定理由の消滅という解除があります。報告事項でも1件指定理由の消滅による解除の報告がありますので、そこでまた説明します。

(佐藤委員)

資料1の14ページの伐採計画量について伺います。まず10年間で560千 m^3 伐採量を増やすということですが、仮に再生林がその半分以上で

された場合、どの程度齢級の平準化が図られると考えていますか。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

ご質問は14ページの最上村山計画区の主伐量と造林面積との関連だと思えますが、基本的には伐採面積の9割を造林するという考え方になっています。

(佐藤委員)

9割を再造林するのですか。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

伐採の単位が材積で造林の単位が面積という計画の組立てになっているので対比し難いですが、伐採面積の9割の面積について再造林を行うという計画になっております。

(佐藤委員)

山形県全体も最上村山地域もですが、こういう計画でいきますと資料1の5ページの林齢構成よりは平準化が図れると理解してよろしいですか。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

現在の造林面積は、再造林と拡大造林を合わせても全県で48ha程度しかありません。現在の計画量に基づくと、現況の若齢級はそのまま推移していくこととなりますが、それ以降の若齢級の面積が伸びていくという計画になります。

(佐藤委員)

伐期については、60年という標準伐期齢を参考にしているのですか。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

標準伐期齢については調査区毎に定めており、最上調査区の場合スギは60年となり、それに基づいております。

(佐藤委員)

最上調査区の場合かというと、村山地域は違うのですか。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

村山調査区は50年、北村山調査区は55年です。

(神田委員)

林道等の開設延長は、これまでの計画ではあまり進んでいないので、これから進めていくということですが、最上村山地域森林計画書（案）の37ページに森林作業道等の整備の記述があり、森林の活用や保全に作業道は大切だと思っています。林道の中に林業専用道、森林作業道も含んで表わしていると思いますが、今後に向けて森林作業道をどのように増やしていくのでしょうか。それから山形県では作業道が林道の中に占める割合はどのくらいあるのか伺います。

[事務局：梅津森林技術主幹]

林道、林業専用道、作業道の3つを合わせていわゆる林内路網という表現をしています。いわゆる林道と言った場合は、一般の車両も通行できる公道的な目的を持った公共施設です。そして林業専用道というのは、林道を幹線として、そこから出す枝道というイメージで、支線と言っていますが、通常の乗用車等の通行は想定せずに、林業用トラックなど林業用車両の通行を想定したものが林業専用道になります。よって林道よりは安全施設や法面保護工などのグレードは低くなります。作業道というのは林道、林業専用道の分線という形で、葉っぱの葉脈みたいなものです。タイヤを履いた車両系ではなく、キャタピラを履いた林内作業車が通行し、森林施業を作業目的としたものを作業道と言っています。林業専用道、作業道を含めた形で37ページでは「森林作業道等」という表現をしています。一般車両が通行できる林道については、現在全県で1,859kmほどあります。そして林道以外の作業道等は現在1,185kmほどあります。林道の開設延長は一頃に比べると今は伸び悩んでいる状況です。むしろ既存の林道を利用して、林業専用道、作業道を整備するという方向に市町村の要望も今はシフ

トしています。作業道は、去年は年間約90 km、一去年は約70 kmとここ数年は100 km近く開設しており、幹線を利用した支線、分線が充実する方向で林内路網の整備は進んでいます。

(内藤委員)

意見が2つあります。まず最上村山地域森林計画書(案)の「はじめに」の7の最後に「森林の土地所有者届出制度」についての記述があるのですが、平成25年4月1日から県の水資源保全条例による事前届出制度が制定されているので、これを森林法の届出制度と共に併記してはいかがでしょうか。

もう1つは、「I 計画の大綱」の3ページ、エのその他の部分になるかと思いますが、地域の実情に沿った計画にするために、地域特有の森林被害の現状を記載してはどうかと思います。近年は落ち着きを見せていますが、ナラ枯れや松くい虫の現状と共に、平成24年度に真室川町でクマ剥ぎの被害が発生していることについても記載してみてもいいかと思いますが、クマ剥ぎ被害について記載するのであれば、「II 計画事項」の42ページにもクマ剥ぎの具体的な対策などについて、記載されてはいかがでしょうか。

<野堀会長>

ご意見ということですのでよろしいでしょうか。これに対して事務局コメントはありますか。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

検討させていただきます。

(佐藤委員)

先程の伐採面積の9割の再生林についてですが、資料1の10ページの最上村山計画区の増減では、1,922haのうち1,460haが人工造林で、462haが天然更新となっています。人工造林が1,460haということは、主伐の総数の75%しか植えないということですが、この数字が伐採面積の9割に該当するの

ですか。

[事務局：小関課長補佐]

再造林の考え方ですが、主伐後の更新には人工造林と天然更新があり、人工造林の対象としているのは主伐の中の針葉樹の伐採になります。その分について再造林を行います。主伐を行ったスギなどの針葉樹人工林の9割について植栽を行っていくという組立てです。伐採面積全体からスギを主体とした針葉樹人工林のみを抽出し、さらにその面積の約9割で人工造林を行うという設定で数字を算出しています。

10年間で人工造林計画5,200haという数字が、人工林の主伐に対しての9割なので、資料1の14ページの針葉樹の主伐計画1,096千㎡に該当する面積の約9割がこの人工造林計画面積となります。残りの1割はそのまま天然更新になるという設定になっています。広葉樹についてはすべて天然更新となります。

<野堀会長>

ここは結構大事なところだと思います。実は私もそのところに質問があって最上村山地区では地籍調査が完了した部分について区域面積が増えており、この部分がちょうど1,700haになっています。その1,700ha分をちょうど取り込むくらいの差の1,460haが人工造林計画面積になっているので、区域面積が増加した分を人工造林面積に吸収されているのかなと気になりました。しかし、今佐藤委員からお話ありました、針葉樹の主伐1,096千㎡に該当する主伐面積の9割が5,200haであるということが重要だというのが佐藤委員のご意見だと思います。それでよろしいでしょうか。

他にご質問・ご意見等ありませんか。

(小松委員)

保安林について、住民の方々から疑問の声が出ています。保安林自体の機能や有効性については皆さんご理解を頂いています。地図上ではそこで境界があるのですが、なぜか家や水田等のすぐ間際まで保安林指定されていたりします。木が成長して家などに被ってきて生活上の支障が出てきた

場合、伐ろうとしても保安林に指定されている以上、手続きが面倒であると苦情が出ています。既に保安林指定されているところでは、人の生活の近くにあるところについては、例えば人家等から何メートルを保安林解除しておくなどしていただくと、人々の生活に対して負担が少なくなるのではないかと現場を見て感じています。是非そうした検討をしていただきたいです。新たに保安林指定される所、今回はダム周辺など人の生活の近くには概ね無いと見ていますが、今申し上げた配慮を是非お願いしたいと思っています。今後の方向性の検討で結構です。

あともう1点ですが、今までのお話の中で大分出てきたので念のために確認したいのですが、最上村山計画区で林道の整備計画が当初よりも縮小されています。作業道整備にシフトしていると聞きましたが、どういった箇所の路線が削減されたのでしょうか。先程の森林資源の状況など、今後を考えるとここ数10年はいいいのかもしれませんが、その後は森林面積がどんどん少なくなっていくことは見て分かります。そうなれば、今林道が入っていないところも、より一層林道が必要になるのではないかと思います。今回計画を縮小した状況の説明をお願いします。

[事務局：梅津森林技術主幹]

最初の保安林についてですが、通常保安林は一筆単位で指定しているため、なかなか際から何m離してという指定は現実的には難しいです。特に人家裏、道路脇で治山事業により工事を行うために保安林に指定した場所ですと、すぐ近くまで保安林ということが結構あります。実際、植栽した木が大きくなり、危険だという現場を私も見ているので、立木の管理や除伐とかでコントロールしていく必要があるだろうと思っています。海岸保安林の場合ですと、道路から5mセットバックして、道路に倒れてこないように県で伐採した事例もあります。貴重なご意見ですので、逆に保安林が災害にならないように管理に努めたいと思います。

次に最上村山計画区で林道が9路線減少している件についてですが、林道事業は地域森林計画に登載されていないと進められないということになっていますから、かなり遠い将来的な路線もすべて地域森林計画に網羅しているため、記載している路線数は非常に多いわけです。今回の最上村山地

域の策定の際に、その辺を精査して実現性とか具体性、あと緊急性のない路線を見直して減じています。具体的には、村山地域では山形市で1路線減、村山市で新規の1路線計画増で、プラスマイナスゼロです。最上地域では林業専用道で計画していた路線を9路線落としています。優先するものは残しておいて、実現性の低いものを削除しています。

(小松委員)

保安林の件については、地図上では問題はないのですが、現場を見た時に「ここまで指定されているんだ」となるわけです。今道路のセットバックの話や家の裏の治山事業の構造物の話がありましたが、特に構造物の際のところの木が大きくなっていくと、根返りして崩れ災害につながりやすいという状況があります。そういった構造物付近について特例とか何か緩和策があったらと思います。山間地域に行きますと木が地デジの電波障害になっていても伐れないとか、水田にかかっても伐れないということがあるようなので、是非今後の検討をお願いしたいと思います。

あと林道等の路網整備については、議会の中でも皆さん方から積極的な姿勢を見せていただいております。この数字だけを見た時にその姿勢とこの数字が相反するようには見えませんでしたので、質問させていただいたところです。作業道の有効性、必要性は当然であります。その幹線になる林道の方も今後県として積極的に整備していくという姿勢には間違いないと解釈してよろしいですか。

[事務局：梅津森林技術主幹]

はい。

<野堀会長>

若松部長が中座されます。

引き続きご意見等お願いします。

(内藤委員)

今の林道整備に関して、計画書（案）13ページの林道整備率は平成46年

度末の目標に対する割合となっています。現段階で終着点が46年度となっているので、新しく木材加工工場ができるなどの動きに対しての積極的な姿勢と、既存の計画とのバランスが非常に見えにくい点があります。この46年までの計画の見直しというのはどうなのでしょう。

[事務局：梅津森林技術主幹]

最上地域に協和木材が進出するという事で、これから否が応にも材を出さなくてはなりません。それから鶴岡市でも木質バイオマス発電が動き始めますので、今まで林地に残材として捨てておいた枝葉や伐根なども全て出すようにしないと、発電やチップボイラーが回らないという状況になってきます。

林道を開設するには、土地所有者の同意や理解を得て、ということになります。その際、森林境界の明確化という壁があります。最上地域は地籍調査実施率が非常に高いのでまだいいのですが、境界がわからないと構造物もできないため、境界の明確化はこれからどんどん進めなければなりません。

最上地域の協和木材への搬出に向けてですが、県有林、市町村有林などの公有林にもかなり資源はありますが、路網整備が遅れています。来年からそういった公有林で林業専用道を県施行で開設し、それを核として周辺の林道密度を上げていこうと考えています。

<野堀会長>

林道については3委員の方が意見されていますように、政策面と計画数量の面で整合性がないように見えるということです。しかし、実態としては、かなりの量の林道整備が計画されていると見てもいいのかなと気がしますので、ご意見は承ったということでもよろしいのではないかと思います。他にご質問・ご意見ある方はいませんか。

(沖田委員)

これからバイオマス発電、あるいは集成材工場等で大きな木材需要が新たに発生するわけですが、それに見合った林道が果たして現在あるのかと

いうと、全くそういう状態ではないと思います。やはり同時並行的に林道を開設していかないと、既存の道路に面している部分だけ、出しやすいとこだけ出してしまうという現象が出てくると思います。必ずしも用途に沿った材でないものが使われるのではないかという危惧を持っています。

<野堀会長>

おっしゃる通りだと思います。小山委員いかがですか。

(小山委員)

こんなところにもったいないような良い林道があるなということがあります。適材適所というものを考えて整備してほしいと感じています。

[事務局：梅津森林技術主幹]

貴重な意見ありがとうございます。かつて林道は山村や地域振興という、いわゆる地域の路網を形成するという性格が非常に強くて、集落から集落までをつなぐという生活道路的な林道が非常に多かったのは確かです。今は森林経営計画を立て、主伐や間伐の施業地を明らかにし、集約化して路網整備計画を立てています。そういった意味では、生活道路や地域振興ではなくて、本来の林業振興的な路網を形成しなくてはならないということにはひしひしと感じています。各総合支庁単位で、新規林道の整備について市町村に対して積極的にセールスを行っています。一番のネックは市町村の財源でして、国庫補助金と県費の嵩上げを差し引いた残りの市町村負担分がネックになってなかなか進みません。今年までの森林整備促進・林業等再生基金事業ですと補助率が10分の10で持ち出しなしでできるということで、今それをフルに活用して市町村で作業道を整備しています。それが負担しなくてはならなくなると厳しいものがあります。一定の要件に該当すれば県施行でできる制度もありますので、市町村によっては県施行林道というのも視野に入れて計画を進めているところです。

<野堀会長>

いろいろご意見が出てきましたが、個別の点として修正事項はなしでよ

ろしいでしょうか。諮問事項の扱いですが、事務局サイドで検討し、ご意見を反映させる部分は反映した上で、仮に修正がある場合はどう進めたらよろしいでしょうか。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

内藤委員からも語句の追加のご提案もあったので、検討させていただきまして、後で修正案として皆様に送らせていただきたいと思います。

<野堀会長>

ご意見があった分については承ったということで、ご意見・ご質問が他にないようでしたら諮問第1号、第2号、第3号については、適当であると認めてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

<野堀会長>

皆様のご了解が得られたということなのでご異議無しとして、諮問第1号から3号については、適当であると認めることといたします。

□ 報告事項について

<野堀会長>

諮問事項が終わりましたので、議事の(2)「報告事項」に入ります。

はじめに、報告事項①「林地開発の許可について」及び②「保安林の指定及び解除について」を、一括して事務局から説明していただき、説明の後にご質問・ご意見をお受けしたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

[事務局：梅津森林技術主幹]

資料2、3により説明

<野堀会長>

ただ今事務局から説明がありましたが、これに関してのご質問、ご意見を伺いたいと思います。

特に質問がなければ進めてもよろしいでしょうか。

続きまして、報告事項③「第2次山形県森林整備長期計画の進行管理について」事務局から説明をお願いします。

[事務局：小関課長補佐]

資料4により説明

<野堀会長>

ただ今、事務局から説明がありましたが、これに関してのご質問、ご意見を伺いたいと思います。

ナラ枯れについては被害が収まってきたと見てよろしいのですか。それともまだ増加の途上にあると見た方がいいのでしょうか。

[事務局：小関課長補佐]

ナラ枯れ被害については、被害発生量が対前年比約4割まで減ってきています。県内には庄内地域の鶴岡市と置賜地域の小国町の2方向から侵入しまして、最上川を溯るルートと荒川を溯るルートの2方向から村山を目指す形で進行してきましたが、村山に入ってきたものの、被害が意外と伸びないという状況です。近年の気象状況などから、カシノナガキクイムシの発生があまり進まないような状況もあると聞いていますので、虫が減っているのではないかと考えています。ただ、被害発生がこれからというところも県内には若干ありますし、庄内地域ですと2度目の侵攻を受けているとの情報もありますので、まだまだ予断を許さないという状況が続きますが、かつてのような急激に全山が枯死するような事態はないのかなと思っています。

<野堀会長>

そういう意味では不幸中の幸いと言いますか、少しいい方向に向かっている気がしないでもないです。ウエツキブナハムシについても段々終息しつつある

とお聞きしていますし、被害が収まってくれれば嬉しいなと思います。

他に、ご質問、ご意見はありませんか。

特にないようでしたら、続きまして、報告事項④「やまがた森林ノミクスの展開について」、事務局から説明をお願いします。

[事務局：佐藤林業振興課長]

資料5により説明

<野堀会長>

ただ今、事務局から説明がありましたが、これに関してのご質問、ご意見を伺いたいと思います。

(白壁委員)

ただ今の説明の人材育成については大変重要な部分だと思います。取組みの方向性で、就業機会の拡大として高校との連携強化は、すごく大切なことだと思っています。森林学習とか森づくり活動で東海大学山形高校の方と一緒に活動をさせていただいていますが、ここ何年かで林業に就きたいという生徒さんが2人いました。当公益の森づくり支援センターに相談し、居住地近くの森林組合などで仕事をしたいということだったので、森林組合や林業労働力確保支援センターに相談をさせていただきました。担任の先生とも相談しましたが、結局2人とも別の仕事に就いてしまいました。とても残念で本人も残念がっていました。もっとつながりができていれば、そういう機会を逃すことなく、例えば森林組合でなくても林業事業体に勤めるなど出来たのかと残念に思っています。そういう2人の生徒さんがいたものですから、特に高校との連携ではクラスごとではなくて一人一人だと思います。一人一人に対して色々な話が聞けて情報を提供できる機会を作っていただけるようお願いしたいと思います。

[事務局：佐藤林業振興課長]

そういう情報のマッチングといいますか、これまでは緑の雇用でも技能者に対してしかありませんでしたから、そこはしっかり議論しながらやっ

ていきたいと思えます。ありがとうございます。

<野堀会長>

白壁委員のおっしゃる通りだと思います。私は毎年、新庄中学校で総合学習の時間に林業に関する話をしているのですが、最初に、ヨーロッパで林業に携わっている人は非常にステータスが高く、他の産業の人達よりもずっと気位が高く立派な職業だっていう社会的認識があるんです、と言うと生徒はびっくりするんです。林業労働者は社会的地位が高い産業に関わっている人達の集団だということをもっと若い頃から教えないと駄目だろうと思いました。それこそ5年、10年計画の中でもっと若い子供達、小学校とか中学校の人達を教育するということがあってもいいのかなと思えます。すぐそこにある人材の高校生ではなくて、中学生の段階からやった方がいいと感じています。

他に、ご質問、ご意見はありませんか。それでは次に移させていただきます。

[事務局：安達産業振興主幹]

資料5-3について説明

<野堀会長>

資料5-3に関して説明していただきました。これに関して何かご質問、ご意見はありませんか。

かなり大きな規模の工場ですね。先程の人材育成とまさに直結する話ですし、それから林道の事とも関連するかと思います。今日の諮問事項の1～3号にも直接関わってくる内容になっておりますので、是非ご質問、ご意見をお願いします。

佐藤委員何かご質問ないでしょうか。

(佐藤委員)

年間原木消費量12万m³のうち3.6万m³を集成材として出荷という約3割の歩止まりで、7割が端材ということですが、最上地域では木質バイオマスに関する取組みが盛んに行われていますので、その辺のところでは何か画期的な考え

はありませんか。

[事務局：安達産業振興主幹]

原木消費量が年間12万 m^3 で集成材出荷量が年間3.6万 m^3 と、確かに端材はかなり出てくることとなります。木質バイオマス資源として利用する方法はあると思います。現在協和木材㈱では計画を作っていますので、その中で木質バイオマスを有効に利用できるようお願いをしたいと考えております。

(佐藤委員)

最上地域には既存の㈱庄司製材所という原木消費量が8万 m^3 強の製材所がありますが、増産を行うということなので、本気で原木供給の拡大をしていかなければならないと思います。搬出に対する補助とか県でも色々考えていると思いますが、その辺のところでは考えがあれば教えてください。

[事務局：佐藤林業振興課長]

この原木消費量12万 m^3 については、地域森林計画(案)に対して皆さんに色々議論していただきましたが、我が県の森林資源からは、現在の素材生産量30万 m^3 にまだまだ上乗せできるだろうと考えています。先程の資料でお見せした高性能林業機械の導入促進、路網整備の推進、人材の育成の3本の柱をしっかりと立て、バイオマス発電も含めて県全体で需要を作っていこうと考えています。既存の工場で原木の取合いになるようなことなく、お互いがちゃんと生きていけるような資源の利用状況に持ってくるために、我々も色々な施策を考えなくてはならないと思います。具体的に何をするというのはこれからの議論の部分もあるのですが、いずれにしても、A材、協和木材㈱が使う集成材用の低質材であるB材、端材やC、D材も出てきます。これをどうやってうまく使えるか、これを無駄に使っては森林所有者にお金が入りませんから、我々も知恵やお金を出さなくてははいけませんので、しっかり予算を組んで進めていきたいと思っております。大雑把な話で大変恐縮ですが、全てがうまく回っていくように進めていきたいと考えていますので、皆さんからのお知恵をお借りしながら進めさせてください。どうぞよろしく申し上げます。

<野堀会長>

木材産業の立場から、沖田委員よろしく申し上げます。

(沖田委員)

今課長がお話しされたことに尽きると思うのですが、新たな木材の利活用を考える上でバイオマス発電であるとか、あるいは今回の集成材工場など、私は決して反対しているわけではありませんが、一番の問題は素材生産の現場を見るとどうしても効率とボリュームだけを追いかけている現状があることです。例えば合板工場に行って原木を見ますと、県内の製材工場よりもはるかに品質の良いものが搬入されているという現状があり、もう少し何か方法があるのではないかと思っています。協和木材㈱の佐川社長さんとお会いした時に、B材を活用するとおっしゃっていましたが、今の状況を見ますとなかなか都合よくB材だけ扱うとは考えにくいです。協和木材㈱としてはB材でいいですと言うのですが、そうはならないと思うので、その辺のルールをしっかりと作っていかないと、利益を山に還元することにはならないのではないかと思います。バランスを保つためのルール作りをお願いしたいです。

<野堀会長>

その辺が一番重要なところだと思います。結果的に地域に資源やお金がどんどん落ちていくようになっていくと、この森林ノミクスがうまくいくのだと思います。

(高野委員)

今日は県の森林審議会ということで、地域森林計画の樹立の話とか今の森林ノミクスの話が出ていますが、山形県内では国有林の比率も高いものですから、国有林としても民有林と緊密に連携して話し合いながら、いい方向で山形県の林業の活性化していきたいと考えています。平成25年4月から国有林も一般会計化になりました。国有林に森林共同施業団地という制度があります。路網についても民有林と国有林が隣接するところはお互い調整しながら、双方にメリットがあるような方向で共同施業団地を設定できれば、民国両方の路網を使いながら一緒に木材を出していくということもあります。

協和木材㈱の話にしても沖田委員が言いましたように、協和木材㈱はB材ということですが、実際に出てくるのはA材もあればC、D材もあるわけで、協和木材㈱が来ることによってのメリットを民有林サイド、国有林サイドがどう生かしていくのかが今後の一つの課題と思っています。

<野堀会長>

貴重なコメントありがとうございました。

他に、ご質問、ご意見はありませんか。特にないようでしたら続きまして、報告事項⑤「第38回全国育樹祭の開催状況について」、事務局から説明をお願いします

[事務局：遠藤全国育樹祭準備室長補佐]

資料6により説明

<野堀会長>

何かご質問、ご意見はありませんか。

特にないようでしたら次に移りたいと思います。

報告事項の最後になります。報告事項⑥「森林資源の循環利用（再造林の推進）について」です。おそらくこの問題が今日の審議会の中で大きな話題だと思っています。事務局からは、特に委員の皆さんから意見をお聞きしたいと申し入れがありましたので、事務局の説明をしっかりと聞きながらご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

[事務局：土屋課長補佐]

資料7により説明

<野堀会長>

最後の参考の図は大変よくできていると思います。地拵えから植栽、下刈り、雪起こしに係る費用をどうやって減らしていくか、もしくは主伐時の収入を増やしていくか、これで世界中の林業者が戦っていると、正にそういうことだと思います。日本も同じ立場にあるということでもわかりやすいなどお見受けしました。

是非これに関してのご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

神田委員が中座されます。

(佐藤委員)

参考の表に60年生で伐採した時の収入が400万とありますが、この資料はいつの時点のものかわかりませんが、私達の感覚ではこのような額にはなりません。多分この半分くらいになるかと思います。これから原木の増産体制をとる上で主伐と再生林の問題は切っても切れない問題で、今こういう状態ですので、主伐をして再生林に向けるお金がないとますます植えなくなります。林業労働生産性が先程の資料4では1日4.4m³で、これでは如何ともし難いわけです。これが8m³から10m³になれば、目標とする材も出てくるだろうということなのですが、今のこの状況で独り立ちして再生林ができる林業家はいないということです。何らかの支援をしていただかないと、所有者の負担が0に近いくらい大きな改革がないと再生林は無理だろうと思います。

それからもう1点は苗木生産業者の問題です。県内4ブロックに1人ずつ苗木生産業者がいますが、最上地域では橋本さんという農林水産大臣賞を頂いた方が県内の苗木の7割を生産しています。彼も高齢で後継者がいません。何時やめられるかわからない状態で、年間40~50haの再生林をすることも難しくなってくるのではないかと思います。私は、後継者など人材育成を考えてみると、苗木生産は個人ではなくて法人化して、もっと安心して苗木を作っている状況にしないと、誰もいなくなって、再生林しようにも苗木がないという状況になると思います。そういう苗木生産への支援を併せてやっていかないといけないだろうと思います。

それから農業と林業のコラボレーションについてですが、安心して年間を通して仕事があるという大前提のもと、法人化して人材の派遣会社みたいなものを作っていくというのも必要であると思います。そうでないと若い人が全然入ってこないの、そういうことも必要ではないかと思います。あと、植栽後の下刈りが非常に重労働で、夏の一番暑い時にやるため若者が段々少なくなってきました。最上地方の方にはヘリコプターで除草剤をまいてみることを真剣に考えている方もいらっしゃる、そういう取り組みは私も必要だと思います。人材育成の名の下に、あの暑い中で下刈りをする若者を育成して、どのくらい

人が集まるのか非常に疑問なので、そういったハード的な支援もしていかないと駄目かと思います。もう何から言ってもいいかわからないほど難問があるのですが、また思いついたらお話したいと思います。

<野堀会長>

他にご質問、ご意見はありませんか。特にご意見をいただきたいということでしたので是非どうぞ。

(沖田委員)

資料7に再造林が行われない原因が書かれていますが、全くそのとおりです。現状において林業家、素材生産業者、製材業者に再造林を求めるというのは不可能だと思います。日本においては、再造林は国策として国土を守るという観点から、例えば国土交通省あたりが計画的にやるとかそういう段階に来ているのではないかと私は考えています。例えばフィンランドでは伐採した量の10倍の植林が義務付けられていると聞いていますが、何かそういう大きなプロジェクトのような考え方がないと、実現は難しいと思います。

(内藤委員)

私は林業関係者ではないので消費者の立場から考えますと、木材は川上から川下まで生産地、木材加工工場、販売元を経て、私どもの手元に住宅資材としてきます。消費者に対して純山形県産材だという履歴を明確にし、価格の数パーセントを林業家に還元するような仕組みを作れば、私たち消費者の次の林業を支えるという意識につながるのかと思います。何か小さいことからですが、そのような仕組みを作っていただくと、少しずつでも県産材を応援しようという県民が増えてくるのではないかと思います。

(白壁委員)

森林所有者の方ともっとお話をしていかなくてはと思います。例えば森林組合ですと、山を持っている方達が集まっているところなので、その方達と色々な話ができると思います。それが今はまだできていないため、座談会のようなものがあればいいのかと思います。様々なプロジェクトが出てくるとすれば、

山を持っている人達に話をして理解してもらって、山は大事だからやっていかなければならない、木を出していかななくてはならないというような気持ちになってもらうのも必要なのかと思います。

(佐藤委員)

私はただ今の白壁委員の提案は同時並行的にやっていただきたいと思います。山の良さや森林所有者の山に懸ける想いとかを話す場も必要だと思います。ただ、今の林業を「業」として成長産業化するには我々はどうすべきかということと同時に議論していかないと、いつまでも進みません。森林は成熟期を迎えているわけです。これをどうやって使っていくか、また同時並行的に森林を育てることも必要ですし、山の良さとかを森林所有者の理解を得るということも必要です。ただ、今一番必要なのは、森林資源をどうやって使っていくか、今どうやって成長産業に結び付けて山形県の林業を活性化していくかということなので、今は森林を林業として考える分野を多く話し合っただけければ私はありがたいと思います。

(白壁委員)

おっしゃる通りです。森林環境学習などで森林インストラクターの方々が話しているのは、山はすごいよね、森って大切だよねという話がまだまだ多いです。木質バイオマスとか、昔は薪で風呂を焚いていて、ここにある木は薪としてボイラーなどで使われるという話は森林学習の中では出てこないということがあると思います。「木育」という言葉がありますが、子供たちに木を使う大切さを伝えていければいいと思っています。例えば、これは市有林の木を使って作っているとか、この市ではこういうことをやっている、この所有者の方はこんなことをやっているということを伝えていければいいと思っています。

(高野委員)

なかなかこれといった解決策というのはないのですが、色々な意味で課題を1つ1つ解決していく努力をしていかないといけない。地拵え・植栽・下刈り等の初期のコストをどう低減していくかということです。国有林でも低コスト作業を目指す中で、今年度から植栽密度試験や下刈り回数をいかに減らすかな

どに取り組んでいます。成長の早い木、一般的にはエリートツリーと言っていますが、そういう品種で早く成長すれば下刈り回数も減ってくるだろうと思います。

植栽本数も一般的にはha当たり2,500本から3,000本とありますが、植栽本数が多くなれば当然コストもかかります。植栽本数をどういう形でどこまで減らしていけるかという試験を今東北森林管理局管内でやっているところです。農業のように1年で結果が出るわけではありませんが、いかにコストを下げるかという取組みはこれからもやっていかなければなりません。国有林でも県と連携しながら技術開発をして、コストを下げていく必要があると思います。

あと森づくり活動では植樹行事がとても盛んです。一方で伐採することに対してはまだまだ抵抗感があるようです。木というのは伐採するところから始まるということを、森林環境教育など、色々な場面で森林林業関係者も一般の方々に伝えていかないといけないと思います。山形県内でも伐採するところを見ると、何で木を伐っているんだ、木を伐ったら山が崩れてしまうのではないかという方がまだまだいます。そうではないということを一般の方々に理解してもらわないと、伐採して植林する経費を国が100%税金で手当とするとしてもなかなか理解が得られないのではないかと思います。そういう努力を今後とも国有林として県・市町村と連携しながらやっていかなければならないと思います。

(小山委員)

伐採は小さい子供には難しいと思いますが、植栽や下刈りなどを小さいうちに経験する子ども達をもっと増やしたいと思います。緑の少年団などはとてもいいと思いますが、まだ一部の学校なので、校長先生に働き掛けて緑の少年団の団員をもっと増やしてもらいたいと思います。伐るのは難しいですが植栽するのはすごく楽しいですよ。苗木を提供していただくと労働力はあちこちから集まってくると思うので、そういう人たちに植栽してもらって木を増やしていけば、もっと緑豊かな山形県になるのではないかと思います。

<野堀会長>

ありがとうございました。資料7の参考の図ですが、地拵え・植栽のところでは45万2千円かかり、下刈り・雪起こしでは63万かかります。ヨーロッパだと

鹿の害を防御する費用でもっとかかっています。ただし木材価格はもう少し高いと思います。冒頭で私が言った世界中同じような状況にあるというのは正にそういうことで、世界中でいろんな障害を乗り越えて価格競争に勝とうと努力をしています。それから自然災害もあります。日本だけが不利というわけではないので、おそらくこの表に出てくる数字の倍半分までいかないくらいのオーダーで世界中が動くだろうと思います。そういう中でどうしていきべきかということを実に表しているのは、資料7の3ページの図3だと私は思います。40年前、現在、40年後の齢級配置をシミュレーションしていただいた図があって、過去40年前の時は5年間で14万ha植えていたというのが信じられないですが、多分その中では収穫できないようなところにも植えているんです。ということは、資源構成のピークがあるといっても現実にはそんな面積にはなっていないと思います。

それから、40年後のシミュレーションの線ですが、毎年5年間で4千haずつ植栽するとの設定ですが、毎年1千haずつ植栽するということも不可能な数字ではないですが、多過ぎかと思います。おそらくこの数字は、協和木材とか東泉とか色々な製材業者さんが最大に山形県の木を収穫してさばきだすと自動的にそうなるということを意味しています。これをイメージすると、林道の両側がバリバリ伐採されて植栽されていくという風にみえます。確かにヨーロッパはそうです。林道の周りは伐採直前のところ、成長過程のところ、木を植えたばかりのところというのがたくさんあって、それが循環しているというところが見えているので、おそらく木の代金が少しずつ上がってくるような状況が来れば、造林は不可能ではないだろうという気がします。ただし現実に林道がどのくらいあって、その周辺の50メートルくらいまで伐採するとどのように材が出てきて、どのように植林されるのかというシミュレーションもできるので、各市町村単位くらいでしっかり検証していくと本当に現実味を帯びた数字になり地図になっていくと思います。そういう面では大学としてそういうシミュレーションの構図を考えたりするお手伝いができるかと思っています。大変興味深いのが図3だと思います。

それからもう1つ、齢級構成でピークがあっても、収穫されていくことにより法正状態になっていくというのが理論的にありますので、無理に平準化していく必要はないと思っています。それなりにピークがあった方が色々な材が取

れるのでいいと思います。これが今の日本の状況なので、それをちゃんと受け止めた上で計画していく必要があるとつくづくこれを見て感じました。森林計画を立てる担当の方々は大変だと思いますがこれからも頑張っ、木材状況をめぐる明るい未来に向かって対応していただきたいなと思います。私の意見はそれくらいで、他にご意見、ご質問はありませんか。

(内藤委員)

森林資源が豊富だということは他県にもあります。そういうところで大きい工場が出来るなど同じ悩みを抱えている県もあるかと思ひます。そのところをどのように克服をされたかという研究はされているのでしょうか。

<野堀会長>

これは事務局でもし情報をお持ちであれば披露していただくと助かります。

[事務局：古川森づくり推進主幹]

需要が増えると伐採量は多くなっています。特に九州の方は極端に多くなっているのですが、再造林はどうしているかという、九州だけ材価が高いわけではないので、やはり費用負担がネックなのは変わらないです。そのため、行政が支援しているというのと、他に負担を求めているというのがあります。素材生産業者さんが1 m³あたりいくらかと拠出して、それを基金に積み立て造林費用を作るといったやり方を九州では既に始めています。誰が費用を負担するのかというのと誰が植えるのかという両方をクリアしていかなければならない課題と感じております。

<野堀会長>

他にご質問、ご意見ありませんか。小松委員どうですか。

(小松委員)

野堀会長はヨーロッパとの比較をずっとお話しされております。収益が倍半分違うと申されましたが、倍半分であるということが行政としても問題であるところが1つです。あともう1つは森林資源のカスケード利用がヨーロッパは

ちゃんとできています。つまり材として流通しているのは山にある約6割くらいであり、4割くらいは山に捨てられていて、それを燃料用に使えば、その部分がお金になります。それを造林の費用に回していければということは比較論としてはあるなと思いますが、現実として今山に捨てられている枝条を集めてバイオマス燃料にという流れにはまだなっていないので、製材端材がバイオマス資源になっているという状況をお聞きしているところです。今後C、D材がお金に変わっていくような努力を行政としてもやっていくと約束をしてくれていますので、そこは非常に期待しています。

今年、棚田サミットに参加したのですが、結城先生が象徴的なお話をされていました。60年前に学校を卒業した時、お父さんが卒業記念だということで植林してくれたそうです。60年経って、孫たちが家を建てるということで、お祝いも兼ねて伐ったそうです。そうしたら手元に来たお金が60年生の木を300本伐って27万円、一本900円だったそうです。植林した時のお父さんの思いや、山に対する想いなども背負いながら、途中世話もしながら伐ったら900円。苗木の値段が当時300円だったという話で、涙が出たということだったそうです。山を持っている人たちにとって、そのような心をくじく状況があるからこそ、造林につながっていかないというところもあるかと思います。やはりお金になるようにする。お金にならないのであれば、国の政策という話もありましたが、税金でお金をもっと注入する。そうでなければ、さっき言った使われてないところ、例えば行政がC、D材を全部引き受けますから、その分のお金で造林させてもらいますよというようなことをするとか、九州のどこかの町では、町と森林所有者が伐採の収益を分けあうことで間伐や主伐の費用は町が負担し、再造林も町負担でやるという取組みができました。県としてできることがどこまであるかを今後執行部の皆さんと相談しながら検討したいと思っています。

<野堀会長>

ありがとうございます。他にご意見、ご質問はありませんか。

特にないようでしたら、時間もだいぶ経過していますのでこれで議事を終了したいと思います。皆さんありがとうございました。

以上